

大阪府情報公開審査会答申（大公審第260号）

〔 特定の警察職員の上司の氏名がわかる行政文書公開請求拒否決定審査請求事案他2件 〕

（答申日 平成28年4月28日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、平成26年12月3日付けで、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、（1）及び（2）を請求内容とする行政文書公開請求を行った。また、同月9日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、（3）を請求内容とする行政文書公開請求を行った。

- （1）平成26年12月3日 当時の府民応接センター情報公開室のAの上司の氏名（特定）が分かる行政文書一切
- （2）府民応接センター「B」の氏名と経歴が分かる行政文書一切（Bは、同センターのCの上司）
- （3）Dの氏名と経歴が分かる行政文書一切 Dは、個人情報開示担当者 Eの上司で、府民に名前も名乗らず、喧嘩を売る馬鹿上司の事である。

2 平成26年12月12日、実施機関は上記1（1）の請求に対し、（1）のとおり決定を行い、上記1（2）の請求に対し、（2）のとおり決定を行い、上記1（3）の請求に対し、（3）のとおり決定を行い、審査請求人に通知した。

（1）上記1（1）の請求（以下「本件請求1」という。）について

実施機関は、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定1」という。）を行い、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は特定の警察職員の上司の氏名の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の警察職員が在籍しているか否かという情報を明らかにするものであって、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることになる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

（2）上記1（2）の請求（以下「本件請求2」という。）について

実施機関は、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定2」という。）を行い、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は特定の警察職員の上司である警察職員の氏名と経歴の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の警察職員が在籍しているか否かという情報を明らかにするものであって、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることになる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

(3) 上記1(3)の請求(以下「本件請求3」という。)について

実施機関は、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定(以下「本件決定3」という。)を行い、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

(行政文書の存否を明らかにしない理由)

本件請求は特定の警察職員の上司である警察職員の氏名の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の警察職員が在籍しているか否かという情報を明らかにするものであって、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることになる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

3 審査請求の受理

審査請求人は、平成26年12月17日付けで、本件決定1、本件決定2及び本件決定3を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、本件決定1の取消しを求める審査請求(以下「審査請求1」という。)、本件決定2の取消しを求める審査請求(以下「審査請求2」という。)及び本件決定3の取消しを求める審査請求(以下「審査請求3」という。)を行い、同月22日、諮問実施機関は、これを受理した。

第三 審査請求の趣旨

本件行政文書を開示せよ。

第四 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 本件決定1に関する主張

本件は、条例第8条第2項第3号に該当せず。よって、条例第12条は、適用されない。

(2) 本件決定2に関する主張

本件は、条例第8条第2項第3号に該当せず。よって、条例第12条は、適用されない。

(3) 本件決定3に関する主張

本件は、条例第8条第2項第3号に該当せず。よって、条例第12条は、適用されない。

2 意見書における主張

(1) 意見の要旨

ア 本件は、以下の理由で、審査請求人の求める文書は、開示されなければならない。

(ア) 本件決定1について

まず、本件での対象文書であるが、府民応接センター情報公開室のAの上司の氏名(特定)が分かる行政文書の開示請求である。

これに対して、諮問庁等は、「A」が、警部補以下だから、諮問庁等が提出した理由説明書に記載されている通りに、不開示にしたと言う主張である。

もし、この理由説明書の通りであれば、審査請求人の求める行政文書の開示請求は、行えない。

つまり、情報公開請求の制度自体を否定するものである。

そもそも、情報公開請求と言うのは、国民の求める行政文書の開示手続きであるにもかかわらず、その行政文書が開示できないとするとこの制度の根幹にかかわる事案である。

この件に関して、諮問庁等に別紙(添付略)、求回答を行うので、諮問庁等ははっきり、国民や審査請求人の前で、説明しなければならない。

もし、審査請求人が納得する回答を諮問庁等が、回答しなかった場合、諮問庁等(F委員以下、関係者等)を刑事告訴する。

少なくとも、本件では、「A」の情報に関する開示請求ではない事は、誰が見ても明らかである。

本件開示請求に於て、「A」と言う氏名は、記載されているが、この開示請求書だけを見た場合、「A」が、男か女か、判別をする事ができない上、「A」が、警部補以下の職員なのか、警部以上の職員の事なのか、分からないのである。

この辺りについては、本来、開示手続き担当者が調整して開示手続きを行わなければ、ならないが、仕事が出来ない公務員は、そんな高度?な開示手続きが、できないのであるから、これは、処分庁側の問題である。

審査請求人は、わざわざ、対象文書を特定しやすく、開示手続き担当者が、仕事をスムーズにはかどらせる為に、開示請求を行っているにもかかわらず、お互いの貴重な時間を無駄にさせる事になっているのである。

本件の事がある為、審査請求人は、これ以後、特定の警察職員の氏名を記載した開示請求は、行っていないが、当然、対象文書は、何万件の中から、探索しなければならない事態になっている。

その何万件の中で、審査請求人が求める文書は、1つしかない。

本来、条例は、2週間以内に決定を行わなければ、ならないが、2週間以内で、到底、決定等、出来るわけがない。

案の定、延長する旨の連絡通知がきているが、延長しても探し切れるのか、甚だ、疑問である。

処分庁の情報公開は、少ない人数で、業務を行っているにもかかわらず、本件の様な決定を行っている以上、自業自得である。

本件決定は、お互いの貴重な時間と経費と、職員の大きい労働負担を強いてるだけであり、国民にとっても何ひとつメリットがない。

年齢や、男か女か分からない「A」と言う氏名の職員が、いるのかどうか、教えないうと言う、そんなくだらない、たったそれだけの理由によって、これだけ無駄にしているのである。

(イ) 本件決定2について

本件で、対象文書「B」と「C」と言う氏名についてであるが、審査請求人は、前記記載した氏名について、不明な点があった為、平成27年4月2日に、処分庁に電話をかけて、前記記載した氏名の「B」と「C」等の役職を聞いた。

担当したのは、処分庁捜査2課G職員である。

審査請求人が、前記記載した職員等の役職を聞いた処、G職員は回答を拒否すると言う事であった。

これらでも分かる通り、諮問庁等は、理由説明に於て、「B」や「C」が、警部補以下である事を理由に理由説明書を記載しているが、前記記載した職員等が、2名とも警部補以下なのか、1名が警部以上の階級で、1名が、警部補以下の階級なのかさえ、教えようとは、しないのである。

2名とも警部補以下の場合と1名が警部以上の者が含まれている場合とでは、当然、開示請求方法や、本件での意見書内容も違ってくるにもかかわらず、諮問庁等は、本件理由説明に於ても、この辺りの説明も行おうとはせず、極めて、悪質である。

その為、諮問庁等に対して、別紙（添付略）、求回答を行う。

(ウ) 本件決定3について

本件でも、処分庁に所属している「E」と言う職員が警部補以下の階級である事を盾に、本件不開示決定を行っている。

しかしながら、本件対象文書である「D」という職員は、E職員によれば、警部級以上の職員であると言う事である。

本来であれば、本件開示請求書には、「E」の氏名は、記載する筈ではなかった。

この様に記載するしかなかったのは、処分庁側に責任がある。審査請求人は、当初、用件があり、E職員宛に電話をかけた処、たまたま、E職員が、席を外していた模様で、このDが、E職員宛の電話に出て、いきなり、

「お前、誰や！」

そこから、審査請求人と喧嘩になったのである。

審査請求人も、

「お前こそ、誰や！」

と応酬し、Dは、審査請求人に対して、

「喧嘩か？」

「喧嘩やったら、なんぼでも買うたるから、ここ（府警本部）まで、こいや！」

と、Dが、審査請求人をけしかけた為、審査請求人が、府警本部に行って、騒ぎになったのである。

当初、審査請求人は、Dの上司と、話をする為に、Dの上司を出す様に主張しても、府警本部側では、出せないの一点張りであった。

普通の組織であれば、すぐに、上司が出てきて、対応を行い事態の收拾に務めるが、府警本部は、違う。全てDの部下に事態の收拾をさせているのである。こんな非常識団体は、府警本部ぐらいである。

対応に当たったE職員は、審査請求人に平謝りに謝っていたが、これは、E職員のする行為では、ない。Dの上司のする事である。

審査請求人も、日頃から、E職員には、色々、世話になっている事もあり、E職員の顔も立て、その場は、収めたが、この「D」と言う氏名も、E職員から聞いた名前であり、「D」は、警察職員といっても、捜査員ではなく、「警部級」の職員である事

もE職員から聞いたのである。

だから、本件、開示請求になったのである。

なぜならば、「警部級」の職員については、開示対象になるからである。

ところが、本件では、「E」と言う氏名が記載されている事によって、不開示になっているが、本来であれば、ここには、「E」ではなく、「D」の上司の氏名が、記載される筈であったが、前記記載した通り、「D」の上司を出さない事の責任は、府警本部側にあるにも関わらず、本件で、諮問庁等は、E職員の身分が、警部補である事を盾にして、不開示決定を行ったのである。

少なくとも、ここに記載した「E」と言う職員は、警部级以上の仕事を行っているのであるから、本件では、当然、「警部級」以上として、処理されなければならない。

もし、E職員の報酬や待遇は、「警部補」のままであれば、これこそ、E職員に対して、不当労働させていると言う事である。

そもそも、公務員は、国民の負託によって仕事を行っている以上、国民に対して、氏名と任命権者は、言わなければならない。

なぜならば、憲法第16条の規定があるからである。

その責務を果たさず、馬鹿の一つ覚えみたいに、「警部補」以下の公務員の氏名は、開示しないという規則みたいなのを勝手に決めて、憲法第16条を無視した決定を行ったのが、本件である。

イ 本件で、上記(1)と(3)とは、対象文書は、同一である。

しかしながら、「A」と「E」の上司が、「D」と言う事は、審査請求人は、知らなかった。

なぜならば、「D」と言う氏名は、審査請求人が、E職員から氏名を聞かされる迄、D本人が、審査請求人に名乗らなかったからである。

今時の幼稚園児でも、自分の名前は、言うこともできるのに、このDは、幼稚園児以下と言う事である。

この様な人物が、警部級並みの職員であるのだから、府警本部は、組織としては、終わっている。

しかも、本件では、その様な人物に関する情報を開示しないのであるから、正に、大阪府情報公開条例の存在意義が問われる事案である。

いずれにしても、府警本部の警察行政は、無茶苦茶である。

審査請求人が知っているだけでも、何件もの事件で、大阪地検特捜部が府警本部に所属する職員等の刑事捜査も行っている事を考慮すれば、もはや犯罪者集団に成り下がっている。

犯罪者を探したければ、府警本部の職員を探した方が、犯罪者がウジャウジャ出てくるのではないかと思われる。

もし、警部補以下の氏名を開示しないのであれば、警部補以下の職員による犯罪行為についての情報公開は、どうするのか、諮問庁等は、国民に対して、説明する義務がある。それが、果たされていない以上、諮問庁等の理由説明は、理由説明になっていない。

ウ 以上の通り、本件対象文書は、開示されなければならない。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件決定1、本件決定2及び本件決定3に対する実施機関の意見

(1) 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項第3号は、「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定している。これは、個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察の任務の特殊性（警察法第2条第1項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とすることができない情報について、警察独自の適用除外事項として定められたものである。したがって、本号を適用して公開しないことができるのは、警察業務を通じて収集した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響しうるものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

(2) 条例第12条について

本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

本条による公開請求の拒否は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かも明らかにしないというものであり、安易な運用は行政文書公開請求制度の趣旨を損なうことになりかねないが、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行の支障等が具体的かつ客観的に認められる場合には、本条によって公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることなく公開請求を拒否することができるものである。

(3) 本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第8条第2項第3号該当性について

本件請求1は、特定の警察職員の上司の氏名が特定できる情報の公開を求めるものであり、本件請求2及び本件請求3は、特定の警察職員の上司である警察職員の氏名と経歴が判明する情報の公開を求めるものであり、該当する文書があるとして公開あるいは非公開の決定を行うだけで、特定の警部補以下の警察職員が在籍するか否かという情報を明らかにすることとなる。

警察業務は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」（警察法第2条）とあるとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。そして、刑事訴訟法の規定に基づき、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、また、警察官職務執行法その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところから、警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。

また、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。

以上、警察の業務は、相手方から反発、反感を招きやすく、警察職員が攻撃や懐柔の対

象とされるおそれが高いものである。

したがって、警察職員の氏名等を公にすることにより、個人が特定され、警察職員であるが故に本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、公にできないところであるが、特に警察職員のうち警部補以下の場合、

- ・ 現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している
- ・ 重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される
- ・ 所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想される
- ・ 以前にこれらの職務に従事していたことがある

ことから、氏名等を非公開とされる必要があるというべきである。

なお、警部以上の警察職員については、慣行として公にされてきたものである。

したがって、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る行政文書は、その存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになるため、条例第12条の規定により公開請求を拒否したものである。

(4) 審査請求人の主張について、

ア 本件決定1に対する主張について

審査請求人は、本件決定1に対する不服申立ての理由として、「本件は、条例第8条第2項第3号に該当しない」と記載し、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより条例第8条第2項第3号に規定する情報を明らかにすることにはならない旨主張しているものと解されるが、本件請求1に対して、行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになることは前述のとおりであるから、本件決定1に対する審査請求人の主張は採用できない。

イ 本件決定2に対する主張について

審査請求人は、本件決定2に対する不服申立ての理由として、「本件は、条例第8条第2項第3号に該当しない」と記載し、本件請求2に係る行政文書の存否を明らかにすることにより条例第8条第2項第3号に規定する情報を明らかにすることにはならない旨主張しているものと解されるが、本件請求2に対して、行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになることは前述のとおりであるから、本件決定2に対する審査請求人の主張は採用できない。

ウ 本件決定3に対する主張について

審査請求人は、本件決定3に対する不服申立ての理由として、「本件は、条例第8条第2項第3号に該当しない」と記載し、本件請求3に係る行政文書の存否を明らかにすることにより条例第8条第2項第3号に規定する情報を明らかにすることにはならない旨主張しているものと解されるが、本件請求3に対して、行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになることは前述のとおりであるから、本件決定3に対する審査請求人の主張は採用できない。

3 実施機関の結論

以上のとおり、本件決定1、本件決定2及び本件決定3は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

4 諮問実施機関のまとめ

本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る情報は、条例第8条第2項第3号に該当する情報であり、条例第12条の規定に基づいて行った本件決定1、本件決定2及び本件決定3に違法、不当はないものとする。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定1、本件決定2及び本件決定3に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る行政文書があるかどうかを答えるだけで条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになるため、条例第12条の規定を適用したと主張しているため検討したところ、次のとおりである。

(1) 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書について、公開原則の適用除外事項を定めたものである。このうち、本号は、個人の生命、身体、財産、地位、名誉、自由等を保護する観点から定めたものである。

警察が保有する情報の中には、条例第8条第2項第1号及び第2号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、こうした活動を任務とする公安委員会又は警察本部長において、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

(2) 条例第12条について

本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

(3) 本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第8条第2項第3号の該当性について

実施機関は、警察官は、犯行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対

峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものであり、警察職員の氏名等を公にすることにより、個人が特定され、警察職員であるが故に本人や家族が襲撃等の危害を加えられるおそれがあり、とりわけ、警部補以下の警察官である職員については、現に職務質問などの街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される、以前にこれらの職務に従事していたことがあることなどから、氏名の公開によって個人が特定された場合、本人及び家族の生命、身体又は財産に対して危害を加えられるおそれがあると主張している。この主張については、理解できるものである。

本件請求1は、特定の警察職員の上司の氏名が特定できる情報の公開を求めるものであり、本件請求2及び本件請求3は、特定の警察職員の上司である警察職員の氏名と経歴が判明する情報の公開を求めるものであり、いずれも、該当する文書があるとして公開あるいは非公開の決定を行うだけで、特定の警察職員が在籍するか否かという情報を明らかにすることになり、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第3号に該当する情報を公開することになると認められることから、実施機関が請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員)

北村和生、小原正敏、尾形健、三成美保、有澤知子